

事業場の実施事項(抜粋)

本週間に実施する事項

- 下記の事項を実施することにより、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の促進を図る。
- ア 労働衛生旗の掲揚及びポスター、スローガン等の掲示
 - イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
 - キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間中に実施する事項

- 下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。
- ア 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の促進
 - イ 作業環境管理の推進
 - ウ 作業管理の推進
 - エ 健康管理の推進
 - オ 労働衛生教育の推進
 - カ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - キ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - ク 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ケ 粉じん障害防止対策の徹底
 - コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
 - サ 電離放射線障害防止対策の徹底
 - シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - ス 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
 - ソ 化学物質の管理の推進
 - タ 石綿障害予防対策の徹底
 - チ 心とからだの健康づくり(THP)の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
 - ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
 - テ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進
 - ト 職場における新型インフルエンザ等の発生に備えた危機管理体制の構築
 - ナ 職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項に基づく適切な対応の推進
 - ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組
 - ヌ その他

長時間労働者に対する医師による面接指導制度

過重労働による健康障害を防止するため、**時間外・休日労働時間の削減**とともに、長時間労働を行った労働者に対しては、**医師による面接指導**を受けさせましょう。

詳細は、下記のページをご覧下さい。

①過重労働に対して講すべき措置についてはこちら

→<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>

②労働者の疲労蓄積度チェックリストはこちら

→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0630-1.html>

MSDSを活用して労働災害の防止を

危険・有害な化学物質を譲渡・提供する場合には、その旨を表示すること及び文書交付が必要となります。

事業者は、化学物質取扱い時の事故防止のため、取り扱う化学物質の危険有害性、適切な管理、取扱方法等が記載されたMSDSを活用して、自主的な化学物質管理を推進しましょう。



事業者

譲渡・提供者

労働衛生の現状

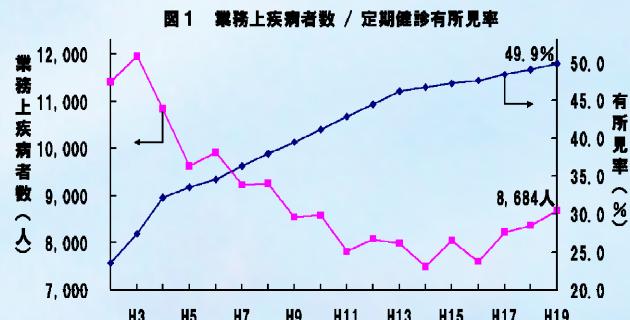
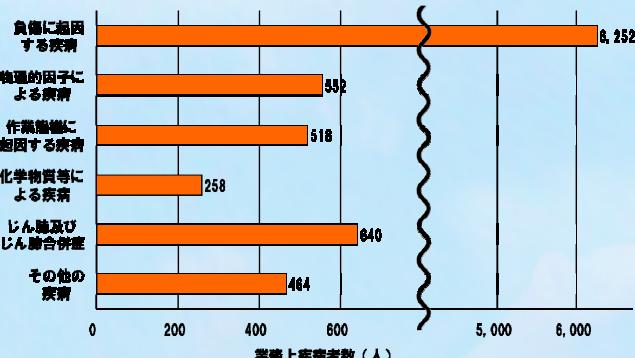


図2 平成19年疾病分類別業務上疾病者数



厚生労働省「業務上疾病調べ」「定期健康診断調べ」より